

証券コード 7089  
2023年6月1日  
(電子提供措置開始日) 2023年5月26日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
フォースタートアップス株式会社  
代表取締役社長 志水 雄一郎

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.forstartups.com/ir/event/meeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午後4時  
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項

1. 第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使のご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。また、本総会の決議内容（定時株主総会決議ご通知）のご案内につきましても、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://forstartups.com/>）に掲載させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

来場株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願いいたします。

また、受付前において、検温等を行う場合があります。株主様の安全を第一に考え、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://forstartups.com/>）にてご案内申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月16日(金曜日)  
午後4時(受付開始:午後3時半)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月15日(木曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月15日(木曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX株

XXXXXXXXXX月XX日

議決権行使書用紙の記入欄

議決権の数 XX株

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

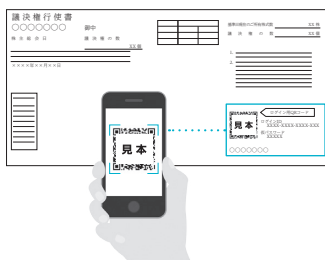
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

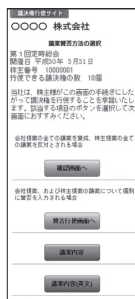
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

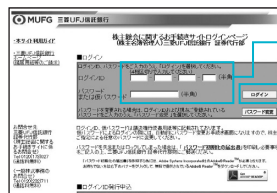


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

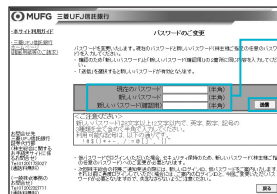
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主の皆さまへ

平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
第7回定時株主総会招集ご通知の送付にあたり、ご挨拶申し上げます。

まず、2023年1月20日付で公表いたしました「過年度決算の訂正に関するお知らせ」のとおり、売上原価の一部に誤謬による計上漏れがあることが判明し、2018年3月期以降の決算訂正を行いました。本件に関しまして、株主の皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

2023年3月期において、スタートアップ業界の環境は大きく変化しました。資金調達環境が悪化する厳しい事業環境の中、主力のタレントエージェンシーでは、私たちが強みとするハイレイヤー人材の支援に注力し、コンサルティングサービスの提供や単価の上昇により採用ニーズの減少を補い、業績を堅調に推移させました。また、オープンイノベーション事業も高い成長率を示し、増収増益かつ過去最高の業績を達成しました。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続くものと想定されます。先日、中期目標として掲げた売上高目標を1年繰り延べることを発表しました。私は経営者として、このような状況を受け止め、課題を改めて見直しています。

政府により「スタートアップ育成5カ年計画」が策定され、スタートアップ支援が国策となる中、私たちも事業領域の拡大に向けて取り組んでいます。グループ全体の社員数も上場時の約3倍になり、より一層の成長を目指しています。私たちは、スタートアップの人材領域にリソースを集中的に投下しながら、STARTUP DBを中心にオープンイノベーションのシナジー創出を進め、市場、社会、業界に対して前向きな未来を創ることに挑戦していきます。

私たちは、常に改善とイノベーションを追求し、成長産業支援事業の発展と社会貢献を目指して邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

フォースタートアップス株式会社  
代表取締役社長

志水 雄一郎



# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、2023年1月20日付「過年度決算の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、売上原価の一部に誤謬による計上漏れがあることが判明し、2018年3月期以降の決算を訂正し、有価証券届出書ならびに2020年3月期から2022年3月期までの有価証券報告書及び2021年3月期から2023年3月期第2四半期までの四半期報告書についての決算訂正を行いました。本件に関しまして、株主の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

当社グループは、「(共に) 進化の中心へ」をミッションに、「forStartups」をビジョンに掲げ、スタートアップ・成長企業向けの人材紹介を中心とした人材支援サービス「タレントエージェンシー」、産学官を巻き込んだスタートアップエコシステム構築を推進する「オープンイノベーション」の2つのサービスのほか、「タレントエージェンシー」とのシナジーを創出し、当社グループが定義する成長産業支援をより強固なものとするため、スタートアップに投資する「ベンチャーキャピタル事業」を行っております。

当連結会計年度におけるスタートアップ業界を取り巻く環境は、金融資本市場の変動に端を発する世界的な株価低迷により、グローバル市場におけるIPO件数及び資金調達金額が前年比で大きく減少したなかで、国内における2022年の資金調達額は、大企業から子会社への出資を除くと前年比で微増(参照:STARTUP DB)となりました。しかしながら、米国をはじめとする主要国において金融市場が引き締めへ転じ、米国では大手企業による人員削減や銀行の経営破綻等の景気後退懸念が強まる動きがみられました。国内においても、物価上昇による消費者マインドの悪化が懸念されており、スタートアップ企業においてはIPOの延期やランウェイ(企業がキャッシュ不足に陥るまでの残存期間)を引き延ばすためのコスト抑制等、景気後退を見据えた動きがみられました。

一方で、政府の成長戦略において、産業競争力強化の観点からスタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化の重要性が提唱されております。政府は2022年を「スタートアップ創出元年」と定め、2022年11月に公表された令和4年度補正予算案において、スタートアップ関連事業に約1兆円の補正予算が閣議決定され、2022年11月末には『スタートアップ育成5か年計画』が公表されました。この『スタートアップ育成5か年計画』においては、5年後の2027年度に、スタートアップへの投資額を10倍を超える規模(10兆円規模)と

することを目標に掲げ、日本がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す方針が打ち出されました。また、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進、の大きな3本柱の取り組みを一体として推進することも併せて公表され、官民を挙げた取り組みが実行されつつあります。

このような環境の下、当社グループが行う成長産業支援事業は、当社グループがもつ情報やノウハウをベースに、成長見込が高いと判断したスタートアップ企業（以下、有力スタートアップ企業）に対しての人材紹介、ならびに産学官を巻き込んだスタートアップ関連のサービス・事業を展開しております。

各セグメント及びサービス別の経営環境及び経営成績は次のとおりであります。

#### （タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業）

##### ・タレントエージェンシー

当連結会計年度においては、マクロ環境の不透明さを背景としたコスト抑制の動きから、一部のスタートアップ企業において採用ニーズの減少が確認されました。人材紹介サービスは、前期の好業績を支えたSaaS企業のインサイドセールス、カスタマーサクセスといったセールス部門の大量採用ニーズがなくなるなど、厳しい事業環境となった中、経営幹部層・エンジニアなどの需要・難易度の高いポジションのピンポイント支援に注力した戦略へ転換いたしました。その結果、紹介件数は減少したものの、単価が大きく上昇し、人材紹介サービスの売上高は計画通りに推移いたしました。また、難易度の高いポジションのニーズの強いクライアントを、より強力に支援するコンサルティングサービスの営業強化により、コンサルティングサービス売上高が計画を大きく上回る水準で推移いたしました。この結果、タレントエージェンシーサービスの売上高は2,664,246千円（前期比23.5%増）となりました。

##### ・オープンイノベーション

オープンイノベーションサービスは、当社グループが運営するデータベース〔STARTUP DB〕の大手企業向け有料会員サービス、官公庁・自治体におけるスタートアップ関連事業を受託して産学官の連携を支援する〔Public Affairs〕、大手企業とスタートアップ企業の提携を推進する〔資金調達支援〕といった、スタートアップエコシステムの構築を推進する各種サービスを提供しております。当連結会計年度においては、前期から開始した〔STARTUP DB〕の有料ユーザー数の増加や、Public Affairsが主に地方自治体からのスタートアップ関連事業を受託することで順調に規模を拡大した結果、オープンイノベーションサービスの売上高は334,397千円（前期比74.2%増）となりました。

また、当連結会計年度においては、社員数を前期末比50名増の増員目標を掲げ、成長産業支



援を推進する体制を構築するための人材採用・人材関連への投資を強化してまいりました。結果として、新卒・中途含めて51名の増員を行い、当連結会計年度末日（2023年3月31日）時点の社員数は166名となりました。

以上の結果、セグメント売上高は2,998,644千円（前期比27.7%増）、セグメント利益は592,807千円（前期比20.3%増）となりました。

#### （ベンチャーキャピタル事業）

当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き管理費用のみが発生していることから、セグメント損失は7,511千円（前期は4,318千円の損失）となりました。また、当連結会計年度において、READYFOR株式会社、ポケットワーク株式会社、株式会社カケハシの3社への投資を行い、投資先企業は5社となりました。

なお、当セグメントには、子会社であるフォースタートアップスキャピタル合同会社、及び同社を通じて組成したフォースタートアップス1号投資事業有限責任組合が含まれておりません。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,998,644千円（前期比27.7%増）、営業利益は585,295千円（前期比19.8%増）、経常利益は586,919千円（前期比19.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は442,398千円（前期比15.6%増）となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,368千円であります。その主なものは、什器備品であります。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業グループの財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 6 期<br>(2022年 3 月期) | 第 7 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年 3 月期) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                   | 2,348,687             | 2,998,644                          |
| 経 常 利 益(千円)                 | 492,376               | 586,919                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(千円) | 382,574               | 442,398                            |
| 1 株当たり当期純利益 (円)             | 110.68                | 124.76                             |
| 総 資 産(千円)                   | 2,569,038             | 2,969,798                          |
| 純 資 産(千円)                   | 1,485,544             | 2,190,470                          |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)         | 373.43                | 498.40                             |

- (注) 1. 当社グループは、第6期より連結計算書類を作成しておりますので、第5期以前の状況は記載しておりません。
2. 過年度決算に関し、一部誤謬が判明したため、第6期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 4 期<br>(2020年 3 月期) | 第 5 期<br>(2021年 3 月期) | 第 6 期<br>(2022年 3 月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(2023年 3 月期) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)           | 1,262,890             | 1,273,285             | 2,348,687             | 2,998,644                        |
| 経 常 利 益(千円)         | 219,667               | 79,435                | 496,695               | 594,431                          |
| 当 期 純 利 益(千円)       | 155,827               | 38,417                | 379,079               | 428,835                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円)     | 52.91                 | 11.59                 | 109.67                | 120.94                           |
| 総 資 産(千円)           | 1,130,624             | 1,457,822             | 2,395,273             | 2,542,139                        |
| 純 資 産(千円)           | 805,411               | 908,095               | 1,316,586             | 1,767,691                        |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 256.53                | 266.11                | 372.44                | 493.50                           |

- (注) 1. 当社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 過年度決算に関し、一部誤謬が判明したため、第4期から第6期の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 当 社 と の 関 係 |
|-------------|----------|---------------------|-------------|
| 株式会社ウィルグループ | 2,187百万円 | 54.34%              | 役員の兼任 2名    |

(注) 親会社と当社の間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

当社の営業取引において親会社等のグループ会社との取引はありませんが、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしており、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金 | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容  |
|----------------------|-------|--------------------|----------------|
| フォースタートアップスキャピタル合同会社 | 10万円  | 100.00%            | スタートアップ企業等への投資 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

##### ① 優秀な人材の確保と人材育成の強化

当社グループは、今後も事業領域を拡大しつつ、各事業の成長を目指し、ミッション・ビジョンに共感する優秀な人材を積極的に採用し続けることが必要不可欠だと考えています。そのため、積極的な採用活動を継続してまいります。

また、急激な組織の拡大に伴い、今後は人的資本投資やエンゲージメントの強化がより一層必要になると認識しています。そのため、組織拡大に合わせた人事制度の進化や、教育・研修の拡充などを進め、社員が自己実現できる環境を整備することで、中長期的な成長を目指してまいります。

##### ② 収益源の多様化

当社グループは、各サービスが順調に成長している一方で、事業ポートフォリオ上、タレントエンジニアへの依存度が高い状態にあります。長期的な会社の発展及び成長産業支援の事業規模拡大のためにも、オープンイノベーション事業の拡大や新規事業の創出に取り組んでまいります。

##### ③ 認知度の向上

当社グループは、起業家やベンチャーキャピタルの方々をはじめスタートアップ業界において多くの支持を受け、業界内で注目を集めております。しかしながら、社会全体においては、まだまだ知名度が低く、認知度を向上させることが課題となっております。2022年に「スタートアップ育成5カ年計画」が発表され、スタートアップ企業への認知拡大が進むなか、今後は、社会全体に向けたスタートアップ関連の積極的な情報発信等、認知度を向上させる取り組みを行ってまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化

当社グループは、ビジネスの特性上、個人情報や企業情報を含め、機密性の高い情報を有しております。定期的な社内教育の実施や管理体制の強化に取り組んでおりますが、内部統制の整備と実効性ある運用を通じて、組織の健全なる発展に努めてまいります。

⑤ データベース運営会社との契約を遵守した運用体制の構築と再発防止策の実行

当社グループは、2023年1月20日付「過年度決算の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、売上原価の一部に誤謬による計上漏れがあることが判明し、2018年3月期以降の決算を訂正いたしました。

本件の原因は、各運営会社との契約に基づいて支払先を特定するプロセスが不十分であったことに加え、人材データベースごとに契約に記載されている支払条件が異なるなか、それらの網羅的な理解や事業運営上のリスク評価と見直しが十分でなかったことと考えております。

当社グループは、下記のとおり再発防止策を取締役会で決定しております。また、再発防止策の実効性について引き続き検証を行ってまいります。

1. リスク評価委員会の定期的な開催
2. 各人材データベースの利用ルールの周知徹底を図るための教育体制の再整備
3. 各運営会社とのコミュニケーションを行う専門チームの組成
4. 追加的な管理システム導入を含めた適切な管理体制の整備

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

| 区 分                         | 内 容                                                                  |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| タレントエージェンシー & オープンイノベーション事業 | 主としてスタートアップ企業に対する人材紹介サービスの提供及び大手企業や官公庁・自治体とスタートアップ企業との連携を支援するサービスの提供 |
| ベンチャーキャピタル事業                | スタートアップ企業等への投資                                                       |

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

①当社グループの使用人の状況

| 事 業 区 分                     | 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|-----------------------------|------------|-----------------------|
| タレントエージェンシー & オープンイノベーション事業 | 166 (23) 名 | 51名増 (1名減)            |
| ベンチャーキャピタル事業                | 0 (0) 名    | 0 (0) 名               |
| 計                           | 166 (23) 名 | 51名増 (1名減)            |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて51名増加しましたのは、採用活動に注力したためであります。

②当社の使用人の状況

| 事 業 区 分                     | 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------------------------|------------|------------|-------|--------|
| タレントエージェンシー & オープンイノベーション事業 | 166 (23) 名 | 51名増 (1名減) | 30.0歳 | 1.92年  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて51名増加しましたのは、採用活動に注力したためであります。



(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先         | 借入残高  |
|-------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行  | 50百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 16百万円 |

(9) その他企業グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,546,800株  
(自己株式156株を含む)  
(3) 株主数 1,493名  
(4) 大株主

| 株主名                 | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------|------------|--------|
| 株式会社ウィルグループ         | 1,925,400株 | 54.28% |
| 志水雄一郎               | 238,100    | 6.71   |
| 吉川徹                 | 116,800    | 3.29   |
| 株式会社SBI証券           | 94,500     | 2.66   |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 92,500     | 2.60   |
| 小原健                 | 65,400     | 1.84   |
| 楽天証券株式会社            | 51,700     | 1.45   |
| 清水和彦                | 37,800     | 1.06   |
| 杉本容啓                | 37,200     | 1.04   |
| 戸村憲史                | 35,356     | 0.99   |

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             | 第 3 回 新 株 予 約 権                            |
|---------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2017年9月19日                                  | 2019年4月24日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 1,104個                                      | 42個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 662,400株<br>(新株予約権 1 個につき600株)         | 普通株式 25,200株<br>(新株予約権 1 個につき600株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権1個につき599円                              | 新株予約権 1 個につき2,340円                         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>140,000円<br>(1株当たり 234円)    | 新株予約権 1 個当たり<br>150,000円<br>(1株当たり 250円)   |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2019年7月1日から<br>2027年6月30日まで                 | 2020年7月1日から<br>2027年6月30日まで                |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注) 2                                       | (注) 2                                      |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 132個<br>目的となる株式数 79,200株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 17個<br>目的となる株式数 10,200株<br>保有者数 1名 |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 該当なし                                        | 該当なし                                       |
|                                             | 監 査 役               | 該当なし                                        | 該当なし                                       |

|                                            |                     | 第 4 回 新 株 予 約 権                             |
|--------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                     | 2022年2月7日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                     | 100個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 10,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                     | 新株予約権1個につき1,700円                            |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 343,500円<br>(1 株当たり 3,435円)    |
| 権 利 行 使 期 間                                |                     | 2025年 7 月 1 日 から<br>2032年 2 月 27 日 まで       |
| 行 使 の 条 件                                  |                     | (注) 3                                       |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 4名 |
|                                            | 社 外 取 締 役           | 該当なし                                        |
|                                            | 監 査 役               | 該当なし                                        |

- (注) 1. 当社の普通株式は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込価額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
2. 第1回及び第3回の新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 1 個を分割して行使することはできないものとする。
  - ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
  - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 1個を分割して行使することはできないものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された売上高（ただし、投資事業から生じた売上高は除く。）が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 売上高が4,000百万円を超過した場合： 行使可能割合80%
  - (b) 売上高が4,500百万円を超過した場合： 行使可能割合90%
  - (c) 売上高が5,000百万円を超過した場合： 行使可能割合100%なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。
  
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                   |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 志水 雄一郎 | 社長                                                                                                             |
| 常務取締役    | 恒田 有希子 | タレントエージェンシー本部長                                                                                                 |
| 取締役      | 菊池 烈   | コーポレート本部長                                                                                                      |
| 取締役      | 清水 和彦  | アクセラレーション本部長<br>フォースタートアップスキャピタル合同会社職務執行者                                                                      |
| 取締役      | 大原 茂   | 株式会社ウィルグループ代表取締役社長<br>株式会社ウィルオブ・ワーク取締役<br>株式会社ウィルオブ・コンストラクション取締役                                               |
| 取締役      | 齋藤 太郎  | 株式会社dof代表取締役社長<br>株式会社CARTA HOLDINGS社外取締役<br>株式会社CC取締役<br>株式会社ZOZO社外取締役<br>Sansan株式会社社外取締役                     |
| 取締役      | 堀内 雅生  | 株式会社USEN - NEXT HOLDINGS常勤監査役<br>株式会社サイバーエージェント社外取締役<br>(監査等委員)<br>株式会社ランディックス社外監査役<br>株式会社ペイロール 社外取締役 (監査等委員) |
| 取締役      | 梅澤 高明  | A.T.カーニー 日本法人会長<br>CIC Japan合同会社 会長<br>内閣府「知的財産戦略本部」本部員<br>一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会理事<br>一般社団法人自然文化観光機構理事        |
| 常勤監査役    | 志磨 純子  |                                                                                                                |
| 監査役      | 秋元 芳央  | 英和法律事務所パートナー<br>株式会社ギフティ社外監査役<br>株式会社ミラティブ社外監査役<br>オンサイト株式会社社外監査役<br>メディフォン株式会社社外監査役                           |
| 監査役      | 澤田 静華  | 株式会社ウィルグループ社外監査役<br>株式会社ウィルオブ・ワーク監査役<br>株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役                                                 |

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏、取締役堀内雅生氏及び取締役梅澤高明氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役志磨純子氏及び監査役秋元芳央氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役志磨純子氏及び監査役澤田静華氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役志磨純子氏は、監査法人での長年の業務経験を有しております。
  - ・監査役澤田静華氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役秋元芳央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
  5. 当社は、取締役齋藤太郎氏、取締役堀内雅生氏、取締役梅澤高明氏、常勤監査役志磨純子氏及び監査役秋元芳央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 98,593<br>(12,000)  | 95,689<br>(12,000)  | －<br>(－)    | 2,904<br>(－) | 7<br>(3)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 9,451<br>(9,451)    | 9,451<br>(9,451)    | －<br>(－)    | －<br>(－)     | 2<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 108,044<br>(21,451) | 105,140<br>(21,451) | －<br>(－)    | 2,904<br>(－) | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 上記の非金銭報酬等の総額は、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。
2. 取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の取締役1名及び監査役1名をそれぞれ除いております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 各取締役の報酬額は、固定報酬及び非金銭報酬等により構成されており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役社長志水雄一郎が、あらかじめ内規で定めた役職別のガイドラインをベースに、各取締役の職責や職務執行の状況、及び会社の業績や経済状況等を考慮し、決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

7. 売上原価の一部に計上漏れによる不適切な会計処理に関する経営責任を明確化するため、取締役4名については、2023年3月分より月額報酬の20%から30%を減額しております。また、監査役1名については、月額報酬の10%を減額しております。
- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 取締役齋藤太郎氏は、株式会社dofの代表取締役社長、株式会社CC取締役、株式会社CARTA HOLDINGSの社外取締役、株式会社ZOZO及びSansan株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役堀内雅生氏は、株式会社USEN - NEXT HOLDINGS常勤監査役、株式会社サイバーエージェント社外取締役（監査等委員）、株式会社ランディックス社外監査役、及び株式会社ペイロール社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役梅澤高明氏は、A.T.カーニーの日本法人会長、CIC Japan合同会社 会長、内閣府「知的財産戦略本部」本部員、一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会理事、一般社団法人自然文化観光機構理事であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役秋元芳央氏は、英和法律事務所のパートナー、並びに株式会社ギフティ、株式会社ミラティブ、オンサイト株式会社及びメディフォン株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 齋藤 太郎 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。特に当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に、適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 堀内 雅生 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。出席した取締役会において、管理部門の責任者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。特に取締役の職務執行の監督機能の強化に対して、適切な役割を果たしております。                            |
| 取締役 梅澤 高明 | 取締役就任以降に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。特にガバナンスと事業推進の両面から当社の経営に適切な助言・監督を行っており、適切な役割を果たしております。              |
| 監査役 志磨 純子 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、監査法人での長年の業務経験と財務の見識に基づき、専門的見地から適宜発言を行っております。                                        |
| 監査役 秋元 芳央 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての観点から、適切な助言・提言等を適宜行っております。                                                                |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25,300千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,600千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記の金額には、過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬等10,000千円を含んでおります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めています。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大、収益力強化のための必要投資に充当し、企業価値を向上させることが当面の課題と考えております。現時点において、配当の実施及びその実施時期等については未定であります。将来的には、経営成績、財政状態及び内部留保とのバランス等を統合的に勘案しながら配当の実施を目指していく方針であります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )             |           |
| 流 動 資 産         | 2,567,522 | 流 動 負 債                 | 779,327   |
| 現金及び預金          | 1,745,270 | 未 払 金                   | 426,509   |
| 売 掛 金           | 331,195   | 1 年 内 返 済 予 定 の 金       | 66,674    |
| 営業投資有価証券        | 463,408   | 長 期 借 入 金               | 2,607     |
| 前 払 費 用         | 25,012    | 未 払 法 人 税 等             | 52,979    |
| そ の 他           | 2,635     | 未 払 消 費 税 等             | 94,296    |
| 固 定 資 産         | 402,276   | 賞 与 引 当 金               | 136,261   |
| 有 形 固 定 資 産     | 123,336   | そ の 他                   | 136,261   |
| 建 物             | 115,612   | 負 債 合 計                 | 779,327   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 30,936    | ( 純 資 産 の 部 )           |           |
| 無 形 固 定 資 産     | 68        | 株 主 資 本                 | 1,764,422 |
| そ の 他           | 68        | 資 本 金                   | 226,446   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 278,871   | 資 本 剰 余 金               | 226,763   |
| 投 資 有 価 証 券     | 68,336    | 利 益 剰 余 金               | 1,311,752 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 64,056    | 自 己 株 式                 | △540      |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 146,261   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 3,228     |
| そ の 他           | 216       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 3,228     |
| 資 産 合 計         | 2,969,798 | 新 株 予 約 権               | 17,415    |
|                 |           | 非 支 配 株 主 持 分           | 405,404   |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 2,190,470 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 2,969,798 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                 | 金 額       |
|-------------------------------------|-----------|
| 売 上 高                               | 2,998,644 |
| 売 上 原 価                             | 541,125   |
| 売 上 総 利 益                           | 2,457,518 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                 | 1,872,223 |
| 営 業 利 益                             | 585,295   |
| 営 業 外 収 益                           |           |
| 受 取 利 息                             | 14        |
| 施 設 利 用 料                           | 1,000     |
| 雑 収 入                               | 3,103     |
| 営 業 外 費 用                           |           |
| 支 払 利 息                             | 722       |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損                   | 1,101     |
| 過 年 度 消 費 税 等                       | 668       |
| そ の 他                               | 1         |
| 経 常 利 益                             | 2,493     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益               | 586,919   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税             | 180,794   |
| 法 人 税 等 調 整 額                       | △10,531   |
| 当 期 純 利 益                           | 416,656   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ ) | △25,741   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益       | 442,398   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)       |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産         | 1,939,763 | 流動負債          | 774,447   |
| 現金及び預金       | 1,580,920 | 未払金           | 425,063   |
| 売掛金          | 331,195   | 1年内返済予定の長期借入金 | 66,674    |
| 前払費用         | 25,012    | 未払費用          | 66,399    |
| その他          | 2,635     | 未払消費税等        | 52,275    |
| 固定資産         | 602,376   | 前受金           | 34,877    |
| 有形固定資産       | 123,336   | 預り金           | 20,807    |
| 建物           | 107,071   | 賞与引当金         | 94,296    |
| 工具、器具及び備品    | 16,265    | その他           | 14,055    |
| 無形固定資産       | 68        | 負債合計          | 774,447   |
| その他          | 68        | (純資産の部)       |           |
| 投資その他の資産     | 478,971   | 株主資本          | 1,747,048 |
| 投資有価証券       | 68,336    | 資本金           | 226,446   |
| その他の関係会社有価証券 | 200,100   | 資本剰余金         | 226,446   |
| 繰延税金資産       | 64,056    | 資本準備金         | 226,446   |
| 敷金及び保証金      | 146,261   | 利益剰余金         | 1,294,695 |
| その他          | 216       | その他利益剰余金      | 1,294,695 |
| 資産合計         | 2,542,139 | 繰越利益剰余金       | 1,294,695 |
|              |           | 自己株式          | △540      |
|              |           | 評価・換算差額等      | 3,228     |
|              |           | その他有価証券評価差額金  | 3,228     |
|              |           | 新株予約権         | 17,415    |
|              |           | 純資産合計         | 1,767,691 |
|              |           | 負債純資産合計       | 2,542,139 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,998,644 |
| 売 上 原 価                 | 541,125   |
| 売 上 総 利 益               | 2,457,518 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,864,711 |
| 営 業 利 益                 | 592,807   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 14        |
| 施 設 利 用 料               | 1,000     |
| 雑 収 入                   | 3,103     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 722       |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損       | 1,101     |
| 過 年 度 消 費 税 等           | 668       |
| そ の 他                   | 1         |
| 経 常 利 益                 | 2,493     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 594,431   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 176,127   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △10,531   |
| 当 期 純 利 益               | 428,835   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

フォースタートアップス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

|                |       |    |    |
|----------------|-------|----|----|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩田 | 亘人 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井形 | 敦昌 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォースタートアップス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

フォースタートアップス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 井 形 敦 昌

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォースタートアップス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、業務執行社員等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、当事業年度において過去及び当事業年度における売上原価の一部計上漏れがあることが判明いたしました。監査役会においては、本件に関して取締役の内部統制改善への取り組み及び2023年1月20日に決議されております再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

フォースタートアップス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 志 磨 純 子 ㊞

監査役（社外監査役） 秋 元 芳 央 ㊞

監査役 澤 田 静 華 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>(機関構成)<br>第4条 当社は、 <u>取締役及び株主総会</u> のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) <u>会計監査人</u><br>第2章 株式<br>(株主名簿管理人)<br>第10条 (条文省略)<br><br>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。<br><br>3. (条文省略)<br>第3章 株主総会 (条文省略) | 第1章 総則<br>(機関構成)<br>第4条 当社は、 <u>株主総会及び取締役</u> のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削 除)<br>(3) <u>会計監査人</u><br>第2章 株式<br>(株主名簿管理人)<br>第10条 (現行どおり)<br><br>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は <u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> によって定める。<br><br>3. (現行どおり)<br>第3章 株主総会 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(新 設)</p> <p>第25条、第26条 (条文省略)<br/>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。<br/>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第23条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条、第27条 (現行どおり)<br/>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)<br/>(削 除)<br/>(削 除)<br/>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                                                              |       |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                  | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                              | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                                | (削 除) |
| <p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                                                                                                                             | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(監査役会規程)</u>                                                                                                                                                                                      | (削 除)                                                                            |
| 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                                                                                             | (削 除)                                                                            |
| <u>(監査役の報酬等)</u>                                                                                                                                                                                     | (削 除)                                                                            |
| 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                                                                                                 | (削 除)                                                                            |
| <u>(監査役の責任免除)</u>                                                                                                                                                                                    | (削 除)                                                                            |
| 第40条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、当該監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することができる。</u> |                                                                                  |
| 2. <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>                                |                                                                                  |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                | 第5章 <u>監査等委員会</u>                                                                |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                                |
|                                                                                                                                                                                                      | 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                 |
|                                                                                                                                                                                                      | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                             |
|                                                                                                                                                                                                      | 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |
|                                                                                                                                                                                                      | 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                          |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第41条、第42条 (条文省略)<br/>(会計監査人の報酬等)<br/>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算<br/>第44条～第47条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>(監査等委員会の決議の方法)<br/>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)<br/>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)<br/>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第37条、第38条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の報酬等)<br/>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算<br/>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>1. 2023年6月開催の第7回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なおその効力を有する。<br/>2. 2023年6月開催の第7回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なおその効力を有する。</p> |






## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <br>し み ず ゆ ー い ち ろ う<br>志 水 雄 一 郎<br>(1972年6月27日) | 1996年4月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入社<br>2012年10月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）入社<br>2013年4月 同社 ネットジンザイバンク事業部長<br>2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）代表取締役社長（現任）                                                   | 238,100株       |
| 2     | <br>つ ね だ ゆ き こ<br>恒 田 有 希 子<br>(1984年11月2日)      | 2007年4月 株式会社サミーネットワークス入社<br>2013年8月 株式会社メタップス入社<br>2016年10月 株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）入社<br>2018年4月 当社執行役員<br>2019年1月 当社執行役員兼タレントエージェンシー本部長<br>2019年6月 当社取締役兼タレントエージェンシー本部長<br>2021年6月 当社常務取締役兼タレントエージェンシー本部長（現任） | 34,200株        |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | <br><small>きく ち いさお</small><br>菊 池 烈<br>(1987年5月10日)     | 2010年9月 有限責任監査法人トーマツ入所<br>2017年10月 公認会計士登録<br>2018年7月 当社監査役<br>2018年12月 当社執行役員兼コーポレート本部長<br>2019年6月 当社取締役兼コーポレート本部長 (現任)                                                                                                                                                                                                                 | -              |
| 4         | <br><small>し みず かず ひこ</small><br>清 水 和 彦<br>(1982年6月16日) | 2005年4月 株式会社グローリアス入社<br>2008年12月 株式会社RSS広告社 (現 Unipos株式会<br>社) 入社<br>2012年3月 株式会社ウィルグループ入社<br>2014年10月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィ<br>ルオブ・ワーク) 入社<br>2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社)<br>入社<br>2018年4月 当社執行役員<br>2019年1月 当社執行役員兼人事本部長<br>2019年6月 当社取締役兼人事本部長<br>2019年7月 当社取締役兼アクセラレーション本部長 (現<br>任)<br>2021年5月 フォースタートアップスキャピタル合同会社<br>職務執行者 (現任) | 37,800株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | <br>さいとう 藤太郎<br>(1972年11月24日)         | 1995年4月 株式会社電通 (現 株式会社電通グループ) 入社<br>2005年5月 株式会社dof設立 取締役<br>2009年6月 同社代表取締役社長 (現任)<br>2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP (現 株式会社CARTA HOLDINGS) 社外取締役 (現任)<br>2017年1月 株式会社CC設立 取締役 (現任)<br>2019年6月 当社社外取締役 (現任)<br>2020年6月 株式会社ZOZO社外取締役 (現任)<br>2022年8月 Sansan株式会社社外取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                      | —              |
| 6     | <br>うめざわ たかあき<br>梅澤高明<br>(1962年6月26日) | 1986年4月 日産自動車株式会社入社<br>1995年9月 A.T.カーニー (米国) 入社<br>2004年1月 A.T.カーニー パートナー昇格<br>2007年4月 A.T.カーニー 日本代表<br>2012年1月 A.T.カーニー グローバル取締役<br>2014年1月 A.T.カーニー 日本法人会長 (現任)<br>2017年6月 クールジャパン機構社外取締役<br>2017年6月 株式会社グロービス 社外取締役、グロービス経営大学院理事<br>2019年4月 CIC Japan合同会社 会長 (現任)<br>2019年4月 一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会理事 (現任)<br>2019年6月 内閣府「知的財産戦略本部」本部員 (現任)<br>2021年10月 当社顧問<br>2021年11月 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり検討委員会」座長<br>2021年11月 一般社団法人自然文化観光機構理事 (現任)<br>2022年6月 当社社外取締役 (現任) | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 齋藤太郎氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 梅澤高明氏は、社外取締役候補者であります。

4. (1) 齋藤太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者としての豊富な経験及び上場会社での社外取締役としての経験を有していることに加え、特にクリエイティブ領域において多様な知見を有していることから、引き続き当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待したためであります。
- (2) 梅澤高明氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、A.T.カーニー、CIC Japan、クールジャパン機構などにおいてトップマネジメントあるいは社外取締役としてのご経験を有していることに加え、官公庁の委員を務めるなど、産業全般に関する知見と指導経験を有していることから、当社グループが成長産業支援事業者として業容を拡大していくにあたり、ガバナンスと事業推進の両面からみても、当社グループの経営に適切な助言・監督を行っていただくことを期待したためであります。
5. 齋藤太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。梅澤高明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、齋藤太郎氏及び梅澤高明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、齋藤太郎氏及び梅澤高明氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、齋藤太郎氏及び梅澤高明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

#### 8. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役现就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2024年3月1日に更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件


当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>新任 | <br>し ま じゆん こ<br>志 磨 純 子<br>(1964年7月31日) | 1987年4月 日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行<br>1991年10月 大原簿記学校入社<br>1994年5月 Coopers&Lybrandロンドン事務所入所<br>2002年10月 明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入所<br>2010年3月 同法人代表社員<br>2016年4月 株式会社コロプラ入社<br>2018年12月 当社社外監査役（現任） | —              |

| 候補者番号   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2<br>新任 |  <p>ほりうちまさお<br/>堀内雅生<br/>(1969年11月13日)</p>   | <p>1992年4月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社<br/>           1995年4月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社<br/>           1998年3月 株式会社サイバーエージェント社外監査役<br/>           2009年4月 株式会社USEN(現 株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS)内部統制室長<br/>           2010年5月 税理士登録<br/>           2010年12月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)取締役管理本部長<br/>           2017年7月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)常勤監査役(現任)<br/>           2017年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締役(監査等委員)(現任)<br/>           2018年6月 株式会社ランディックス社外監査役(現任)<br/>           2018年6月 株式会社ペイロール社外取締役(監査等委員)(現任)<br/>           2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> | 200株           |
| 3<br>新任 |  <p>あきもとよしひろ<br/>秋元芳央<br/>(1972年12月30日)</p> | <p>2000年4月 弁護士登録、あさひ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所<br/>           2011年10月 グリー株式会社 入社<br/>           2014年10月 新樹法律事務所 パートナー<br/>           2018年1月 当社社外監査役(現任)<br/>           2018年2月 原口総合法律事務所パートナー<br/>           2018年7月 株式会社ギフト社外監査役(現任)<br/>           2020年3月 株式会社ミラティブ社外監査役(現任)<br/>           2021年1月 英和法律事務所パートナー(現任)<br/>           2022年8月 オンサイト株式会社社外監査役(現任)<br/>           2023年1月 メディフォン株式会社社外監査役(現任)</p>                                                                                                                                                                       | -              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 志磨純子氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 堀内雅生氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 秋元芳央氏は、社外取締役候補者であります。

5. (1) 志磨純子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、監査法人における長年の業務経験と専門知識を有していることから、会社経営上の特に財務面及び会計面からの監視、助言し、客観的・中立的立場で取締役の職務の執行の監督機能の強化に活かしていただくことを期待したためであります。
  - (2) 堀内雅生氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、管理部門における長年の業務経験及び上場会社での社外取締役及び監査役としての豊富な経験を有していることから、引き続き客観的・中立的立場で取締役の職務の執行の監督機能の強化に活かしていただくことを期待したためであります。
  - (3) 秋元芳央氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、会社経営上の特に法律面からの監視、助言し、客観的・中立的立場で取締役の職務の執行の監督機能の強化に活かしていただくことを期待したためであります。
6. 堀内雅生氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。
  7. 当社は、志磨純子氏、堀内雅生氏及び秋元芳央氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、堀内雅生氏、志磨純子氏及び秋元芳央氏の選任が承認された場合は、3名との当該契約を継続する予定であります。
  8. 当社は、志磨純子氏、堀内雅生氏及び秋元芳央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3名が選任された場合は、当社は引き続き3名を独立役員とする予定であります。
  9. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、役員が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。  
当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2024年3月1日に更新する予定であります。



【第2号議案及び第3号議案に係る共通のご参考事項】

本株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役が備える専門性・経験は以下のとおりです。

| 氏名                        | 企業経営・<br>経営戦略 | アントレプレ<br>ナーシップ | 人材業界/<br>スタートアップ<br>エコシステム | セールス・マー<br>ケティング・<br>ブランディング | ファイナンス・<br>会計 | 法務・コンプラ<br>イアンス・リス<br>クマネジメント | 人事・<br>人材開発 |
|---------------------------|---------------|-----------------|----------------------------|------------------------------|---------------|-------------------------------|-------------|
| 取締役<br>志水 雄一郎             | ○             | ○               | ○                          | ○                            |               |                               |             |
| 取締役<br>恒田 有希子             | ○             |                 | ○                          | ○                            |               |                               | ○           |
| 取締役<br>菊池 烈               | ○             |                 |                            |                              | ○             | ○                             |             |
| 取締役<br>清水 和彦              | ○             |                 | ○                          | ○                            |               |                               | ○           |
| 社外取締役<br>齋藤 太郎            | ○             | ○               | ○                          | ○                            |               |                               |             |
| 社外取締役<br>梅澤 高明            | ○             |                 | ○                          | ○                            |               |                               | ○           |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>志磨 純子 |               |                 |                            |                              | ○             | ○                             |             |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>堀内 雅生 | ○             |                 | ○                          |                              | ○             | ○                             |             |
| 社外取締役<br>(監査等委員)<br>秋元 芳央 |               |                 |                            |                              |               | ○                             |             |

※上記マトリックスは、各役員が有する全ての専門性や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の取締役の報酬枠を廃止して、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額200百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）といたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を2019年11月5日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、決定したものであり、相当であるものと判断しております。

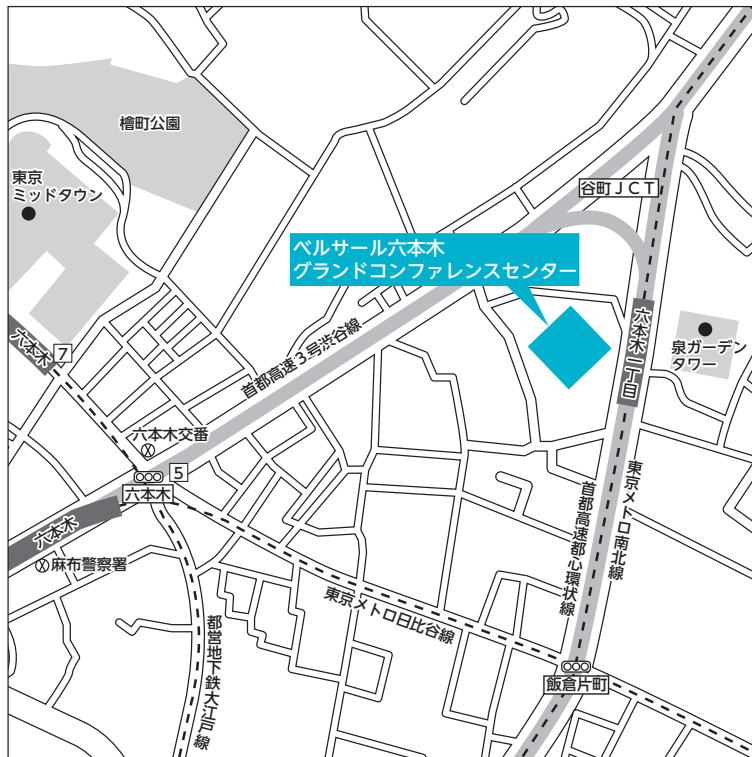
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり、承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
電話：03-5545-1722



|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 交通機関 | 「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）<br>「六本木駅」5番出口より徒歩6分（日比谷線・大江戸線） |
|------|----------------------------------------------------|

- ※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ご出席の際には、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ※新型コロナウイルスに関するお知らせについて本招集ご通知の3頁に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ※お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。